

事業概略書

事業名	意思疎通支援実態調査事業
事業目的	<p>平成25年4月1日より、障害者総合支援法が施行され、全国都道府県・市町村で「意思疎通支援事業」にかかる養成・派遣が必須事業と位置付けられたが、多くの障害者が「情報アクセス」に困難を抱えており、現行の障害者総合支援法では対象とならず、制度の谷間に苦しむ障害者が相当数存在している。</p> <p>このことから、障害者総合支援法の附帯決議による、施行後3年を目途とした見直し検討までの間、意思疎通支援事業の拡充のための取組みとして、1つ目は、「①意思疎通実態調査」、2つ目は、「②意思疎通支援・講師養成実態調査」を行った。</p>
事業概要	<p>①意思疎通実態調査</p> <p>現在の意思疎通支援事業では対象とされていない身体障害、知的障害、精神障害、難病の方々の意思疎通の実態について調査した。</p> <p>(1) 訪問ヒアリング調査</p> <p>②意思疎通支援・講師養成実態調査</p> <p>全国での意思疎通支援事業、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の講師養成事業の実態について調査した。</p> <p>(1) 事前アンケート調査</p> <p>(2) 訪問ヒアリング調査</p>
事業実施結果及び効果	<p>○全体</p> <p>本事業では、ろう当事者団体を中心に、多様な障害者団体が加盟する日本障害者協議会（JD）と、厚生労働省の担当者および専門家の参加を含めて検討を行っており、特に、現行の障害者総合支援法では対象とならず、制度の谷間に苦しむ障害者の実態調査を行えたことは、今までになく初めての試みであり、大きな意義があった。</p> <p>障害者総合支援法の施行後3年を目途にした見直しの検討に必要な調査データの収集と、意思疎通支援事業の拡充のための提言を示せたことは、評価できる点である。</p>
事業主体	<p>〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階 一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL：03-3268-8847 E-MAIL：info@jfd.or.jp</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。